

DMAは、競争可能性と公正性を確保するという理念に基づき、あらかじめ禁止行為や義務を定めてデジタルプラットフォームに順守させるという「事前規制」の手法を導入した。



ひらやま・けんたろう 77年生まれ。東京大法卒、神戸大博士（法学）、弁護士。専門は独占禁止法・経済法

## 新展開の巨大ＩＴ規制（中）

平山賢太郎 筑波大学准教授

# 欧洲、先例蓄積が信頼感醸成

DMAのゲートキーパー各社と提供する コアプラットフォームサービス			
SNS	サービス名	仲介サービス	
字節跳動 (バイトダンス)	TikTok (ティックトック)	アルファベット	グーグルマップ、 グーグルプレイ、 グーグルショッピング
メタ	フェイスブック、 インスタグラム	アマゾン	アマゾン・ マーケットプレイス
マイクロソフト	リンクトイント	アップル	アップストア
個人間コミュニケーション		ブッキング・ ドットコム	ブッキング・ ドットコム
メタ	ワツツアップ、 メッセンジャー	メタ	マーケットプレイス
オンライン広告			
アルファベット、アマゾン、メタ			
検索			
アルファベット	グーグルサーチ	アルファベット	クローム
動画共有			
アルファベット	ユーチューブ	アップル	サファリ
基本ソフト			
アルファベット	アンドロイド	アップル	iOS、iPadOS
マイクロソフト	ウンドウズ	マイクロソフト	ウンドウズ

(注) 欧州委員会ホームページを基に作成

DMAが定める義務や  
止行為は、欧州司法裁判  
の判決、欧州委の処分（  
止決定）などで検討結果  
詳細に公表された行為が  
い。その行為が競争秩序  
悪影響を及ぼすプロセス  
専門家の間に共通理解が  
まれている。これがDMA  
による事前規制への信頼  
を支えているとみられる

か、事業規制のみを基準としていることと対照的である。

ムサービスを提供し③当該ビジネスで確立した永続的地位を享受——などの要件を満たすとして、欧州委が指定した事業者である。コアプラットフォームサービスには検索エンジン、データベースを包括的に規制するものではない。DMAでゲートキーパーに該当するかどうかの判断では、売上高、ユーザー数など数値基準に基づく推定が行われる。他方で事業には推定をくつがえす反論が許されている。欧州委は様々なコアプラットフォームサービスについて、米国アルファベット(グーグル親会社)、ツール、メタなどをゲートキーパーは①EU域内市場に重大な影響力を有し②コアプラットフォーム競争促進法はスマホに着用の必要がある。またデジタルプラットフォームが優越的な交渉力に基づき、不公平なサービス利用条件を一方的に設定するのを未然防止することも重要である。そこでDMAでは「コアプラットフォームサービス」と呼ぶデジタルサービスを提供する大規模な事業者を「ゲートキーパー」に指定。自社の商品・サービスの優遇など一定の行為を禁止することも、様々な義務を課すこととした。

クトック》でのゲートキーパー指定を不服として、ルウェーのオペラソフトエアは米マイクロソフトブラウザのEdge(エッジ)についてゲートキーパーに指定されなかつたことを不服として、それを訴訟を提起した。

○ 欧州のデジタル市場法は国際規制を先導  
○ 当局と事業者が対話する共同規制を採用  
○ 消費者団体の関与大きく集団訴訟も許容

キー パー に 指定 した。一  
で ア ッ プ ル の 対 話 ア ピ  
リ M e s s a g e (アイ  
ツ セ ー ジ) な ど 一 部 で は  
定 を 行 わ な か つ た。

他方 日本のスマホによる競争促進法は、禁止行為の違反の認定にあたってアバシー確保の要請、行の不公正さなどを考慮するものとしている。その内が事業者や裁判所にとって十分に明確といえるか否かが、今後の法運用では問われることとなるだろう。

同法は、不当な売り上げや利潤を得ることが想定される一部の行為について、対象分野の国内売上20%を課徴金として納

反の疑いかざるとしてアベット、アップル、タに対する調査を開始。部についてDMAに違反するという予備的見解を公した。なおDMAは違反した。世因には是正措置を命じ、上高の最大10%の制裁科す。違反を繰り返すと%となる。会社分割など措置も用意する。

引送制作法による共同体制の組み立てを導入しており、スマート競争促進法の運用においても積極的な取り組みが期待される。

他方、日本では公正取引委員会が大規模デジタルラットフォームに排除措命令を行った例はない。またDMAはゲートキーパーが順守すべき義務の上で、講すべき措置の具体的な内容を欧州委との対話を通じて具体化する「共同体制」の枠組みを用意する。日本でも経済産業省が、ジタルラットフォーム上に公示して公表する事実上の規制である。

欧洲が国際的なデジタルプラットフォーム規制を先導していることは明らかであり、日本での検討にあたっても参考とすべきだ。市場の番人である公取委は、日本の消費者や市場の状況をふまえて分析を精緻化し、規制の正当性を支える基本理念を確立する必要がある。そのうえで、デジタルプラットフォーム規制を強力に推進していくといふ重大な役割を果たすことが期待されている。

ト競争法は、これを目的に掲げておらず、また同法への違反行為に対する消費  
者団体が団体訴訟を提起することを認めていない。消費者視点が軽視されている  
のではないか、公取委は消費者団体や日本弁護士連合会などと協働する必要はない  
か、など議論すべき点が多い。

DMAは消費者の利益のために競争可能で公正なデジタル市場を確保することを目的としており、消費者団体が同法への違反行為に対して集団訴訟を提起している。日本では、独占禁止法の究極目的が一般消費者の利益確保であることは広く知られる。しかしスマホソフト業界では、それが実現するためには、規制緩和による競争促進が不可欠である。